

公共工事の品質確保の促進に 関する法律（品確法）について



平成27年2月19日

四国地方整備局

- 「品確法」のなりたち

公共工事の特性

公共構造物の特徴

- 公的機関によって**公的資金(税金)**を主たる財源として整備
- 不特定多数の**国民が長期にわたり活用**
- 一般に施設の規模が大きく、工事段階及び管理段階において環境への影響が大きい（**一度不具合があると社会的影響が大きい**）
- 施設のライフサイクルにわたる**長期間の品質確保が必要**

公共調達における課題

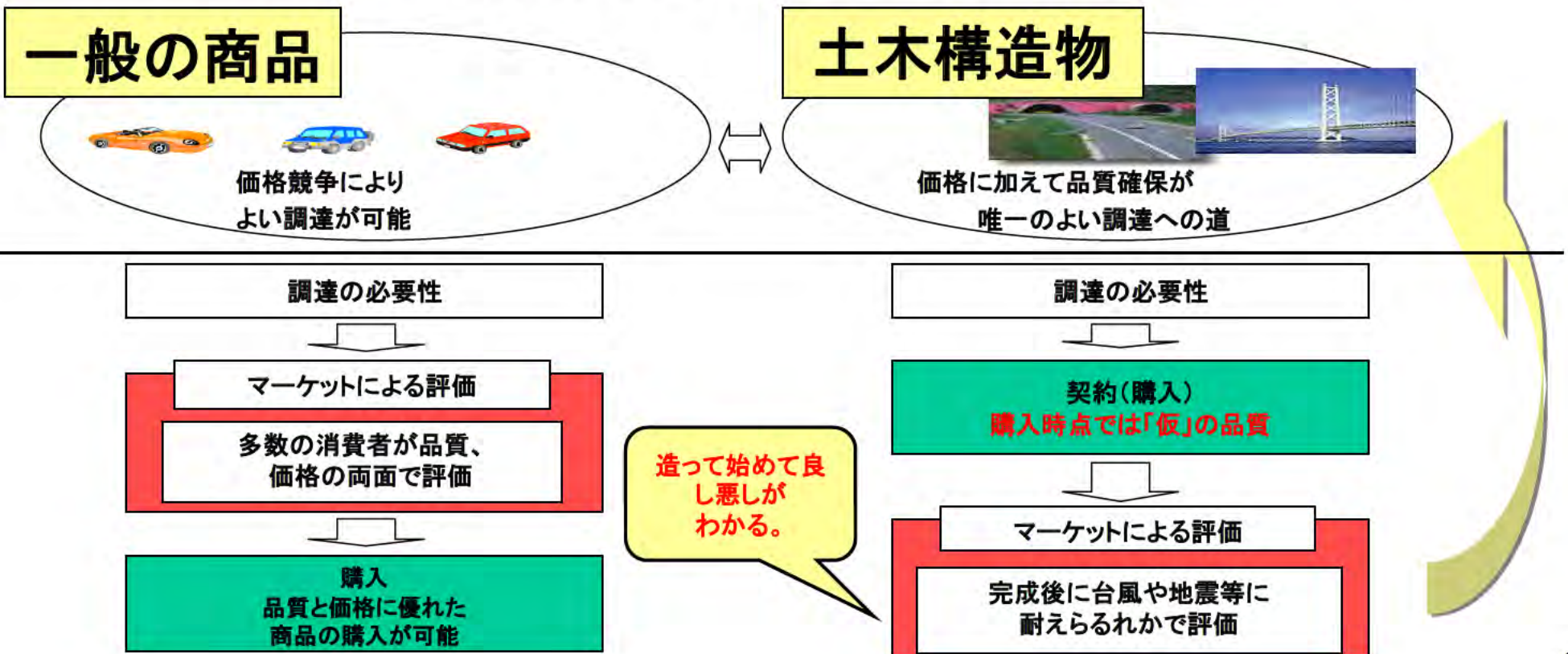
- 単品受注生産～**契約時点で工事目的物が存在しない**
- 現地生産～**品質管理に工夫が必要**
- 不可視部分が多く**不良があっても発見が困難**
- 不良品と判明しても**取り替えることは著しく困難**

総合評価方式の必要性

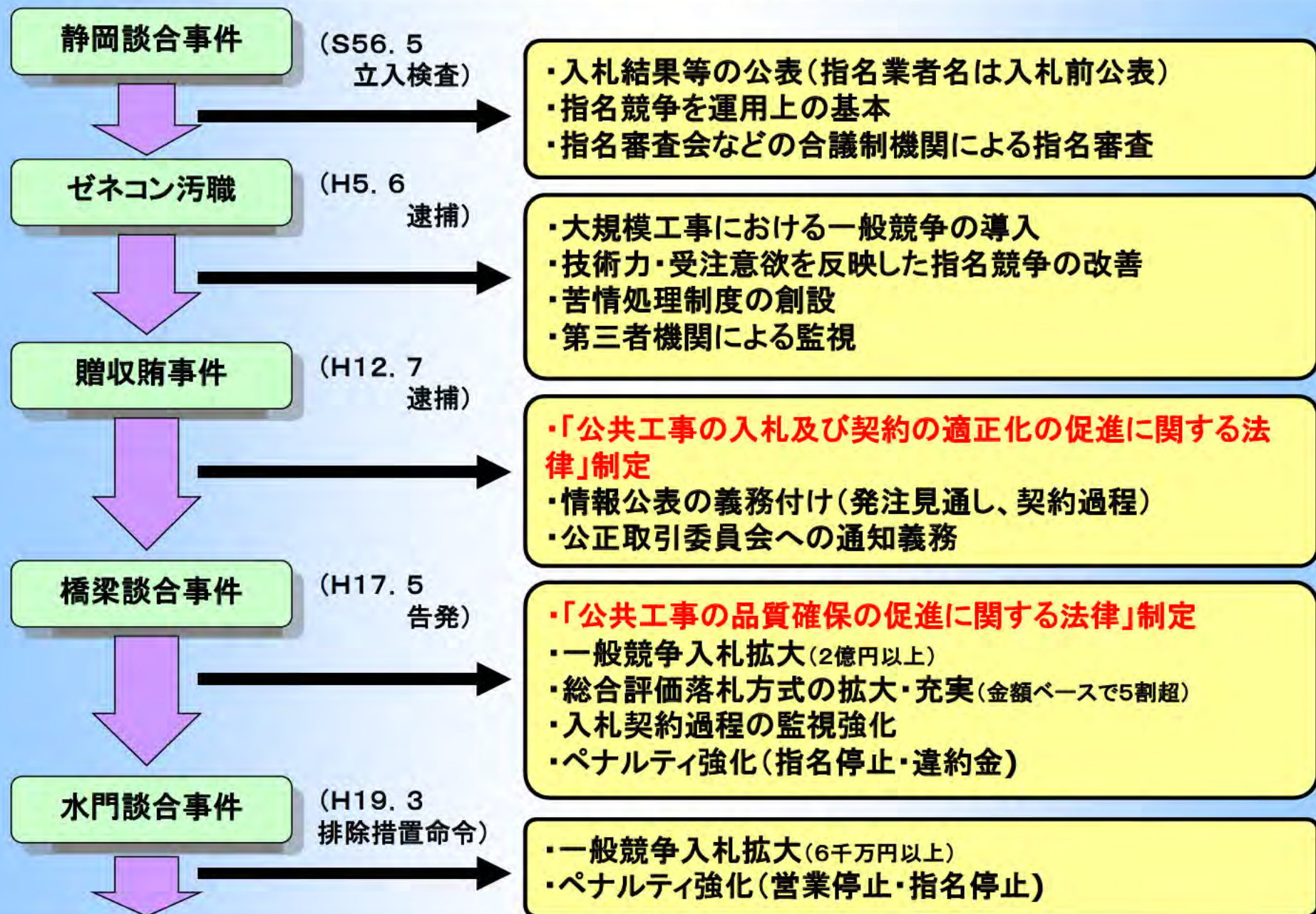
一般の商品(車、TV等)は、実際の物を見て性能と形を確かめてから購入することができます。

しかし、土木構造物(公共工事)では、契約する前には実物を確かめることは出来ません。そのため、発注者が建設業者の**技術的能力を適正に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達を実現することが必要**です。この基本的な理念を具体化するものが、「**公共工事の品質確保の促進に関する法律**」に位置づけられた**総合評価方式**です。

一般の商品と土木構造物の調達の違い

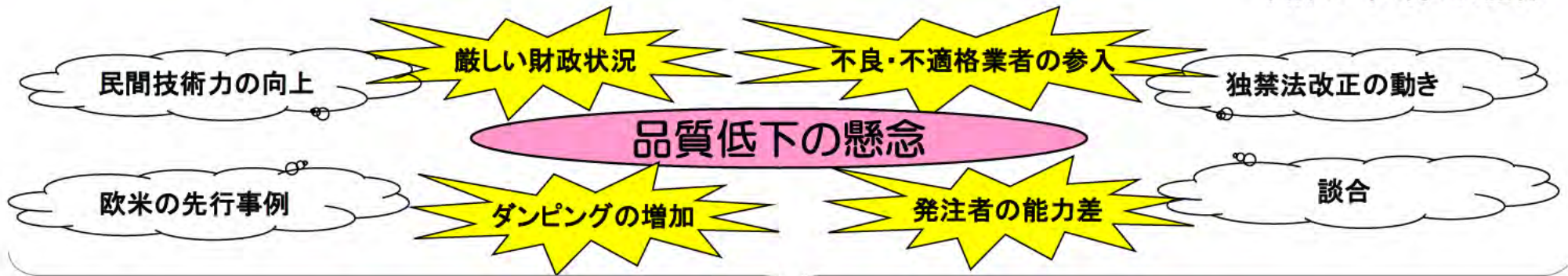


主な談合事件と入札制度改革



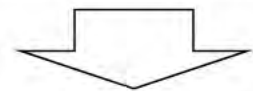
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定

平成17年4月1日施行



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』

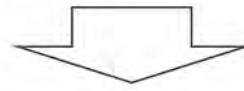
1. 公共工事の品質確保に関する 基本理念および発注者の責務の 明確化



公共工事の品質は、価格及び品質が
総合的に優れた内容の契約がなされる
ことにより確保されなければならないこと
を明記

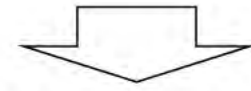
(第3条第2項)

2. 『価格のみ競争』から 『価格と品質で総合的に 優れた調達』への転換



- ・工事の経験等、技術的能力に
関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善が可能
(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた
予定価格作成(第14条)

3. 発注者をサポートする 仕組みの明確化



外部支援の活用による発注者
支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』のポイント

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

公共工事とは、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確保できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備

基本理念として、公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定

発注者の責務として、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと、必要な職員の配置に努めなければならないこと等を規定

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するための諸規定を整備

発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないことを規定

発注者は、技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価しなければならないことを規定

発注者は、技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること(技術的対話)ができることを規定

発注者は、技術提案の審査後に予定価格の作成が可能であることを規定

発注者をサポートする仕組みの明確化

発注者は、基本理念にのっとり発注者の責務を遂行することが必要であるものの、一部には体制が脆弱な発注者も存在することから、これらの発注者をサポートするための諸規定を整備

発注者は、発注関係事務を行う事ができる者の能力の活用に努めなければならないこと等を規定

この場合、発注者は、発注関係事務を公正に行うことができる条件(発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等)を備えた者を選定することを規定

四国地方整備局では、平成17年11月1日に「第1回 四国地方整備局総合評価委員会」を開催、「総合評価方式の実施方針」が審議、決定され、工事の落札決定方法については、「原則、全工事に総合評価を適用する。」こととなった。

その後、四国の地域性を考慮した総合評価落札方式となるよう、毎年度、落札結果等を分析し、評価項目、配点等の改善を図ってきたが、近年では建設投資額の減少に伴い、競争圧力が増大し、技術提案・審査に係る競争参加者・発注者の負担の増大が問題となってきた。

一方、本省においては、公共事業のさらなる品質の確保・向上を図ることを目的に平成21年度「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」が設置され、平成24年2月28日の第6回懇談会において、「総合評価落札方式改善の方針(案)」が示された。

これをうけ、四国地方整備局においても、当該懇談会の改善(案)との整合を図りつつ、四国の地域性を考慮した総合評価方式をめざして見直しを図ることとした。見直しの適用時期は、平成24年10月1日以降適用とする。

これまで
提案内容
評価方法
ヒアリング
予定価格

簡易型		標準型		高度技術提案型		
企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合		発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合		高度技術提案型適用対象工事 しているが、標準型を適用		
確実な施工に資する簡易な施工計画		社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案				
		点数化して評価				
		必要に応じ実施				
		設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成		
		Ⅱ型		Ⅲ型 Ⅱ型 Ⅰ型		

見直し後
提案内容
評価方法
ヒアリング
段階選抜
予定価格

施工能力評価型		技術提案評価型		
企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事		施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合		
企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事		施工上の工夫等に係る提案(1~2テーマ)		
施工計画		点数化		
実績で評価		必要に応じて実施		
可・不可の二段階で判断		必要に応じて実施		
実施しない		標準案に基づき作成		
段階選抜の適用に際し、実施		技術提案に基づき作成		
実施しない		AⅢ型 AⅡ型 AⅠ型		
標準案に基づき作成		S型		
Ⅱ型		Ⅰ型		

※Ⅱ型はH24.4より試行中。

●品確法の改正

～ 現場の人手不足、行き過ぎた価格競争、発注者のマンパワー不足、受発注者の負担増大等へ対応 ～

公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」「建設業法」についても三位一体として必要な改正を検討し、担い手の確保を実現

インフラの品質確保とその担い手確保のための入札契約制度の改革

＝品確法改正

- 将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保への配慮を明確化
- 事業の性格や地域の特性に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用
 - 行き過ぎた価格競争是正、元請から技能労働者までの持続可能性確保等
 - 技術提案競争・交渉方式（仮称）、受発注者の負担軽減に資する段階選抜方式や総合評価落札方式の二極化等の推進、契約の透明性を高める方式
 - CM方式など発注者支援に資する方式、複数年度契約、複数工程・工区等一括発注、事業協同組合等による共同受注方式 等
- 中長期的な品質確保のための施工力・技術力の維持向上にも資するとの観点からの入札契約の各段階での評価等の見直し（経営事項審査や総合評価等において、若手技術者や技能労働者等の確保・育成の状況、機械保有の状況等の評価を検討）
- 適切な維持管理、点検・補修等によるインフラメンテナンス対応や災害対応等の地域維持体制の確保への配慮 ■工事完成後も含めた品質確保に向けた取組
- ダンピング防止 ■予定価格のより適正な設定を明確化 ■調査（点検・診断を含む）・設計業務の品質確保に向けた取組（知識、技術を有する者の能力活用等）
- 発注体制が十分でない発注者への支援強化 ■施工状況の評価資料等の集積、活用と発注者間での共有促進
- 債務負担行為の活用等による発注の平準化、工期の適切な設定 ■発注者間での連携体制の強化 等

※透明性、公正性、必要かつ十分な競争性確保に留意

担い手確保のための制度・施策の強化

- ダンピング防止を入札契約適正化の柱として明確化◆
- 入札の際に入札金額の内訳を提出（見積能力のない業者の排除・ダンピング防止）◆
- 公共工事設計労務単価の適切な設定（H25.4大幅引上げ）
- 低入札価格調査制度の充実・強化（H25.5低入札価格調査基準の引上げ）
- 適正な積算基準の設定
- 適正な工期設定や設計変更の推進
- 歩切りの根絶や失格基準の活用等の推進
- 技術者、技能労働者等の育成等に係る建設業者団体の自主的な取組の促進★
- 経営事項審査や総合評価における若手技術者、登録基幹技能者等の評価を検討
- 技術者の経験、資質向上の取組み等を反映した技術検定試験の受検資格要件の緩和を含む技術者制度の見直し（一部H26年度から）
- 元下間での法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用
- 新しい入札契約方式等に取り組む地方公共団体への支援を強化 等

透明性・公正性、適正な競争性の確保、適正な施工確保の徹底

- 提出された内訳書について談合防止の観点からも確認◆
- 適正取引の相談機能強化
- 予定価格等の事後公表化の推進
- 社会保険未加入業者への指導監督
- 関係部局と連携した調査の実施等による不正行為の排除徹底
- 公共工事での施工体制台帳の作成・提出義務の拡大◆
- 業種区分や建設工事の内容・例示等の見直しによる適正な施工確保★
- 許可行政庁と公共工事発注者の協力による暴力団排除の徹底◆★ 等

※品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律 入契法：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

※品確法の検討（法令、基本方針等）にあわせ、予算決算及び会計令や地方自治法施行令等の改正の必要性について十分検討

※上記各項目は、今後の詳細な検討の結果、変更があり得る。また、◆は入契法関連、★は建設業法関連で法律改正も含め検討する事項

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

= 議員立法

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定 <建設業法等の一部を改正する法律案>

= 政府提出法案

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

(1)品質法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、

市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した

予定価格の適正な設定

○不調、不落の場合等における見積り徴収

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更

○発注者間の連携の推進

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

効果

・最新単価や実態を反映した予定価格

・歩切りの根絶

・ダンピング受注の防止 等

等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） →受発注者の事務負担軽減

○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注） →地元にも明るい中小業者等による安定受注

○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

○国等が講じる基本的な施策を明示（基本方針を改正）

○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

➢H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➢H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➢H26.6.4
公布・施行

(2)品確法基本方針改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(品確法基本方針)

改正の概要(平成26年9月30日閣議決定)

品確法基本方針とは：品確法(※)に基づき、政府が作成。(現行の方針はH17閣議決定)

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定(歩切りの禁止、見積りの活用等)
- ・ダンピング受注の防止(低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定)
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更(債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等) 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

運用指針とは：発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針

- ・基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、国が作成
- ・国は、指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

品確法運用指針に基づく発注関係事務の適切な運用に向けて

平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行

- ・ 国土交通本省幹部と市町村長が直接意見交換
- ・ 運用指針(骨子イメージ案)について、地方公共団体及び建設業団体等に説明・意見交換・意見照会

(地方公共団体： 247団体から1,042件の意見提出
建設業団体等： 138団体から1,340件の意見提出)

平成26年9月30日 品確法基本方針 改正閣議決定

- ・ 運用指針(骨子案)について、地方公共団体及び建設業団体等に意見照会

(地方公共団体： 176団体から 753件の意見提出
建設業団体等： 88団体から1,042件の意見提出)

平成27年1月中目途 品確法運用指針 策定(関係省庁申合せ)

- ・ 運用指針の内容について周知徹底
 - 説明会の開催
 - 相談窓口の開設

平成27年4月1日 品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

●発注関係事務の運用に関する指針について (運用指針)

(1) 運用指針の全体構成

○ 運用指針の関係資料は、「指針本文」「解説資料」「其他要領」により構成

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
指針本文	国	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	・発注者の支援 ・発注関係事務の実施状況について、定期的に調査(結果はとりまとめ公表)	・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用
解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 ・取組事項について実務面での参考となる事項
其他要領	各省庁 必要に応じて 適宜策定	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項

(2)「指針本文」の構成

I. 本指針の位置付けについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針。
- 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの^(※)。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

^(※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的とする。

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）の各段階で、以下の事項に取り組む。

(1) 調査及び設計段階		(2) 工事発注準備段階	(3) 入札契約段階
事業全体の工程計画の検討等	調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
技術者能力の資格等による評価・活用等	予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成	発注や施工時期等の平準化	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
	現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成		競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
(4) 工事施工段階		(5) 完成後	(6) その他
施工条件の変化等に応じた適切な設計変更	適切な技術検査・工事成績評定等	入札不調・不落時の見積りの活用等	
工事中の施工状況の確認等	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	公正性・透明性の確保、不正行為の排除	
施工現場における労働環境の改善			
受注者との情報共有や協議の迅速化等			

2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

(1) 発注体制の整備等	(2) 発注者間の連携強化
発注者自らの体制の整備	工事成績データの共有化・相互活用等
外部からの支援体制の活用	発注者間の連携体制の構築

(2)「指針本文」の構成

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し**、又は**組み合わせて適用**するよう努める。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

概要	(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式の選択
	工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	設計・施工一括発注方式			
	詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	設計段階から施工者が関与する方式 (ECI方式)			
	維持管理付工事発注方式			
	包括発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式
	複数年契約方式			
	CM方式			
	事業促進PPP方式	など	段階的選抜方式	単価・数量精算契約方式
			など	など

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式 | (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式 |
| (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式 | (4) 発注者を支援する方式 |
- など

Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。

(3)「解説資料」の各ページの記載例

「解説資料」の各ページの記載(運用指針の解説)

○見開き左ページの最上段に「指針本文」を原文のまま記載

○「指針本文」に記載の内容について、ポイントとなる項目ごとに、具体的な取組事例の紹介や、参考となる要領、ガイドライン等を引用するなどにより解説。

運用指針の解説
II. 発注関係事務の適切な実施について
1. 発注関係事務の適切な実施 (3) 入札契約段階

【指針本文】

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事実績(以下「施工実績」という。)や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等(官公需適格組合を含む。)が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に關する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

【解説】

○適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認

予算決算及び会計令第73条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

【技術的能力の審査(競争参加資格の確認)】

(1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

・過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事(都道府県等の他の発注機関の工事を含む)を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が6.5点未満の工事は対象外とする。

・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務局長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定(例えば橋梁の長さ(何m以上)、施工面積(何㎡以上)、施工量(何㎡以上)等)を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績(要求要件)に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか)は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

○地理的条件

・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

・要求基準を満たす配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)を当該工事に専任で配置する。

・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○施工実績の要件を緩和

競争参加資格の設定に当たっては、多様な企業が競争に参加できるよう、施工実績の要件を緩和することも考えられる。

国土交通省では、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【施工実績の要件を緩和している事例(近畿地方整備局)】

今回施工する 工事概要 (主たる工事内容)	<競争参加資格要件> 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績【緩和対象】	<総合評価における評価項目> 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
例1 道路改良工事 (掘削80,000m ³)	(現状) 道路工事における掘削(又は切土)の施工実績 ↓ (緩和) 掘削(又は切土)の施工実績	道路工事における掘削(又は切土)の土量が80,000m ³ 以上であれば加算。
例2 河川築堤工事 (築堤盛土53,000m ³)	(現状) 河川堤防における築堤盛土の施工実績 ↓ (緩和) 盛土・築堤・盛土の施工実績	河川堤防における築堤盛土量が53,000m ³ 以上であれば加算。
例3 橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状) 道路における鉄筋コンクリート橋台の 橋台又は橋脚の施工実績 ↓ (緩和) 鉄筋 の施工	
例4 橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状) 道路橋 ↓ (緩和) コンク	

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが

出典)「近畿ブロック発注者協議会」(第7回)

(参考法令等)

i)「予算決算及び会計令」第73条(契約)

ii)「地方自治法施行令」第167条の5の2

(参考資料)

1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○見開き右ページの最下段に実務担当者が確認・引用できるよう、
・参考となる法令等
・参考となる要領、基準、ガイドライン等を記載。

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。³⁾

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。さらに、**最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す**とともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる**歩切り**は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを**行わない**。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

参考

3) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省）

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表**するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

(3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

＜競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して**社会保険等**（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）**に加入していない建設業者**（以下「社会保険等未加入業者」という。）**を公共工事の元請業者から排除**するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

＜個別工事に際しての競争参加者の技術審査等＞

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

＜ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表＞

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、**低入札価格調査基準を見直す**。なお、**低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格**を定めた場合には、当該価格について**入札の前には公表しないものとする**。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、**原則として事後公表**とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、**談合等に対する発注者の関与を排除するための措置**を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して**入札金額の内訳書の提出**を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

【簡易な内訳書の例】

(記入例)

平成○年○月○日

殿

住 所 ○○市○○町○○番○号
 商号又は名称 株式会社 ○○建設
 代表者 氏名 代表取締役 ○○○○ 印

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	○○事業 (○○) 道路改良工事
工 種 等	見 積 金 額 (円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a + b + c + d)
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D

出典)「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」(平成 26 年 12 月総務省・国土交通省)

(4) 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（**いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項**）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

(工事中の施工状況の確認等)

建設業法違反（一括下請負の禁止、技術者の専任義務違反、**施工体制台帳**の未整備等）と疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。当該通知の適切な実施のために、現場の**施工体制の把握のための要領**を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って**現場の施工体制等を適切に確認**するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、**建設業許可行政庁等との連携**を図る。¹⁾

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、**監督を適切に実施**する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより**重点的な監督体制を整備**する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる工事の埋戻しの前など）において、**必要な技術的な検査**（以下「**技術検査**」という。）を適切に実施する。技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

この技術検査の結果は工事の施工状況の評価（以下「**工事成績評定**」という。）に反映させる。

参考

1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」（国土交通省）

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（専門工事業者、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、各発注者は**受注者からの協議等**について、速やかかつ適切な回答に努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。¹⁾

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

参考

1) 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（国土交通省 関東地方整備局）

(5) 完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に**工事の完成を確認するための検査**を行うとともに、同時期に**技術検査**も行い、その結果を工事成績評定に反映させる。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

各発注者は、**工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準**をあらかじめ策定する。²⁾

(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施**するよう努める。

参考

2) 「請負工事成績評定要領」(国土交通省)

●運用指針の主なポイント

(1)「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手續の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

(2)「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」

担い手の育成・確保のための取組

予定価格の適正な設定

- ・実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない（品確法第7条に違反）

ダンピング受注の防止

- ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底（これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。）

発注・施工時期の平準化

- ・建設工事の請負契約の原則（当事者の対等な合意）を踏まえた適正な工期の設定
- ・債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定
- ・発注見通しの統合・公表等による計画的な発注

適切な設計変更

- ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等

現場の担い手の育成・確保

- ・豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮
- ・企業の地域精通度や技能労働者の技能等（登録基幹技能者）を評価
- ・賃金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携

多様な入札契約方式の選択・活用

- ・地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用

発注者の体制整備等に向けた取組

本指針の理解・活用

- ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成
- ※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応

職員の育成

- ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む

外部の支援体制の活用

- ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用
- ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進

発注者間の連携強化

- ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評価等の標準化・共有化及び相互利用を促進
- ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進

- ・一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用

➡ 発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現

■公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい

- ・第1四半期(4-6月)に工事量(金額ベース)が少ない。
- ・下半期(10-3月)は通して工事量が多い。

(参照：国土交通省 建設総合統計)

■施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消(施工時期等を平準化)し、年間を通した工事量が安定することで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与(生産性向上)

- ＞ 建設業の企業経営の健全化
(人材・機材の実働日数の向上)
- ＞ 労働者(技術者・技能者)の処遇改善
(特に日給等の労働者は年収に直接影響)
- ＞ 稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進
(建設業の災害時の即応能力も向上)

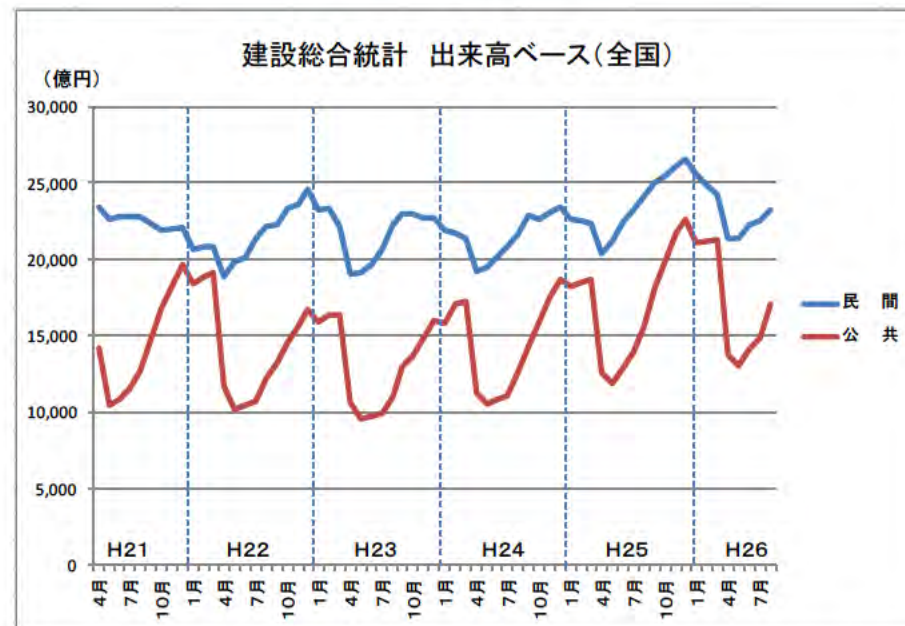
■施工時期等の平準化のための対策メニュー(案)

○工事・業務における柔軟な国債の活用・運用

- ・施工時期等の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
- ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。
- ・適正な工期の設定を徹底。
- ・業務についても品質確保の観点から同様の取組みを推進。

○工事着手時期の柔軟な運用

- ・「余裕期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付与し、下請業者や技術者・技能者も平準化。



■当面の対策(案)～H26補正、H27当初～

- ・施工時期等の平準化も踏まえ、平成27年度予算において、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について2箇年国債を設定する取組を開始。
- ・平成27年度第1四半期の工事量を確保するため、平成26年度補正予算(ゼロ国債含む)について早期に発注。
- ・供用期間等の制約が比較的緩やかな工事については余裕期間の設定を標準化

(2)「地域発注者協議会」の体制強化

- 運用指針に基づき各発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図るため発注者間の連携体制の強化が必要

→ 地域発注者協議会の体制の強化（構成員の役職格上げ等）

- 運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とする体制の構築が必要

→ 地域発注者協議会のもとに都道府県毎の協議会を設置

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成

<北陸ブロックの取組>

- ・北陸ブロックの地域発注者協議会では、自治体トップを通じて、発注者の意識の共有化を図り、発注者責任を果たす実効ある組織として体制を強化
- ・協議会の役割を各施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し

・協議会の構成員の役職の格上げ

県 : 「部長」 → 「副知事」
市(町村) : 「副市(町村)長」 → 「市(町村)長」

・規約改正による協議会の役割の見直し

施策の「連絡調整」 → 施策の「推進・強化」

■ 都道府県毎の協議会の設置について

- 支援を必要とする市町村等の発注者に対する支援や連携を図るため、地域発注者協議会のもとに各都道府県毎の協議会を設置
- 地方整備局、都道府県、全ての市町村等から構成

<中部ブロックの取組>

- ・中部ブロックの地域発注者協議会では、地域発注者協議会のもとに各県部会を設置

規約
(H26.10改正部分 抜粋)

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

【体制イメージ】

中部ブロック
地域発注者協議会

愛知県部会

岐阜県部会

三重県部会

静岡県部会

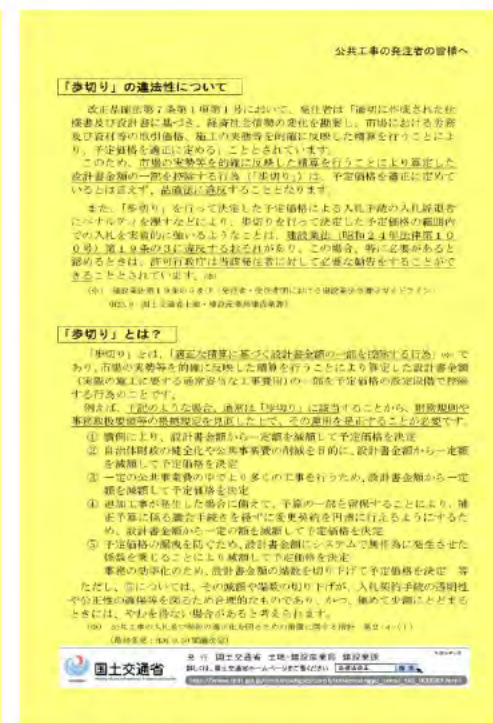
国土交通省

- ～ 調査の概要 ～

- 今後の予定:

～ 地方公共団体における先進的な取組 ～

- ◆愛媛県…県内20市町全てにおいて、国から示された歩切りの定義を踏まえ、「予定価格を設計書金額と同額」とし、端数処理も取りやめることを合意の上、平成27年1月から運用を開始（歩切りの「完全撤廃」）。



「歩切り」に関するリーフレット
(<http://www.mlit.go.jp/common/001063346.pdf>)

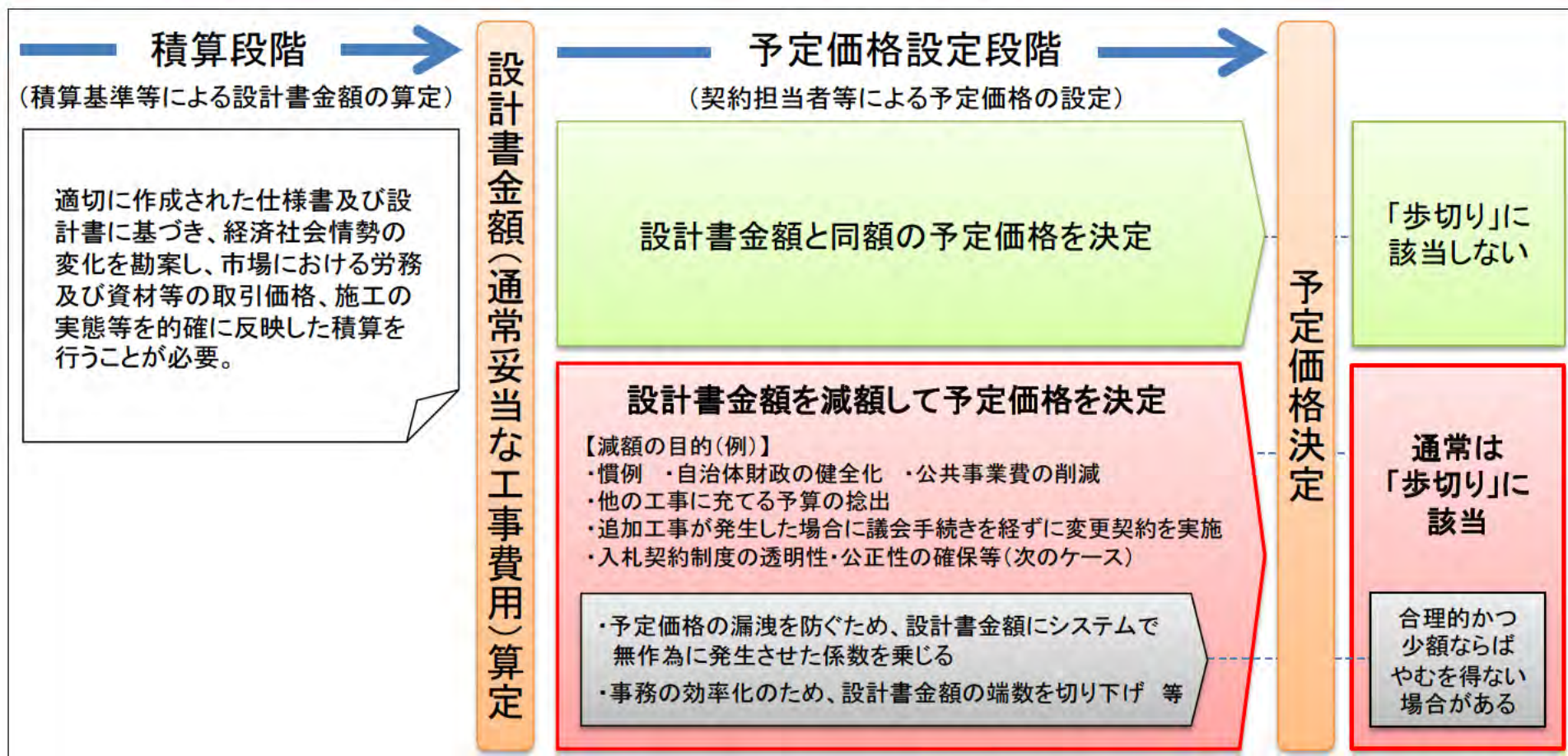
(参考)「歩切り」について

「歩切り」とは・・・

『適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』（適正化指針※）

⇒ 市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為**

例）自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定 等

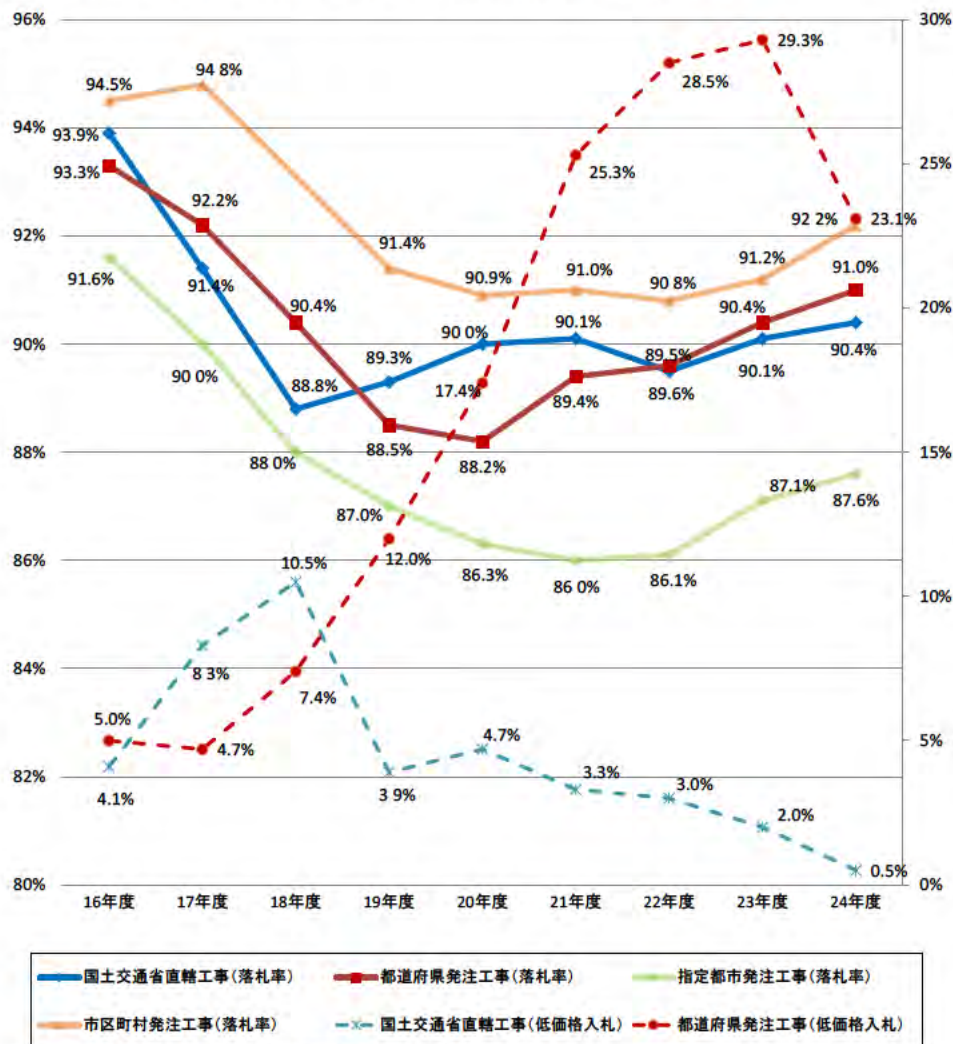


（※）公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（最終変更：H26.9.30閣議決定）

(4) 地方公共団体におけるダンピング対策

落札率及び低価格入札の発生率の推移

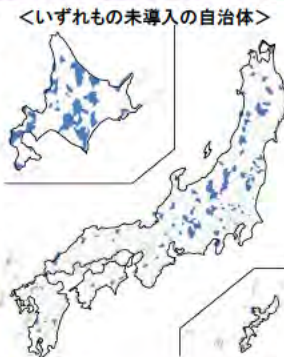
○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



- ※1 H24年度のデータは速報値であり、今後変更があり得る。
 ※2 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
 ※3 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）
 ※4 低価格入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く）
 ※5 平成18年度の市区町村発注工事に係る落札率のデータは欠損。

最低制限価格制度等の導入状況 ～232団体が未導入～

	都道府県		指定都市		市区町村	
	H19.9.1 時点	H24.9.1 時点	H19.9.1 時点	H24.9.1 時点	H19.9.1 時点	H24.9.1 時点
両制度を併用	41	43	14	20	267	475
低入札価格調査制度のみ導入	87.2%	91.5%	82.4%	100.0%	14.8%	27.6%
最低制限価格制度のみ導入	6	4	2	0	240	138
	12.8%	8.5%	11.8%	0%	13.3%	8.0%
いずれも未導入	0	0	1	0	899	877
	0%	0%	5.9%	0%	49.7%	50.9%
	0	0	0	0	404	232
	0%	0%	0%	0%	22.3%	13.5%



最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	最低制限価格の事前公表		基準価格の事前公表	
	H19.9.1時点	H24.9.1時点	H19.9.1時点	H24.9.1時点
都道府県	4	2	7	2
	9.8%	4.7%	14.9%	4.3%
指定都市	6	3	6	1
	40.0%	15.0%	37.5%	5.0%
市区町村	250	179	110	59
	21.3%	13.2%	21.2%	9.6%
合計	260	184	123	62
	21.1%	13.0%	21.2%	9.1%

最低制限価格等の算定式の見直し

H23.4～

【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.30
 上記の合計額×1.05

H25.5.16～

【範囲】 予定価格の7.0/10～9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.55
 上記の合計額×1.05

～都道府県における取組事例～

◆石川県…最低制限価格について、一部市町に関して最新の中央公契連モデル以下または未導入が確認されたため、直接見直しを要請。その結果、平成26年度内に全市町が最新の中央公契連モデル以上に移行する予定。
 （平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明）

1. 調査の概要

- 発注・施工時期の平準化(建設業者の手持ち工事量の合計について各月毎の差を少なくすること)を目的とした現在の取組状況等について、国土交通省が都道府県へのアンケート調査を実施(H26.12)。
- 47都道府県中45都道府県から回答。

2. 債務負担行為の活用状況等

- 債務負担行為は、一般的に工期が複数年にわたる大規模工事で活用されているが、「維持管理や除雪において活用している」例(秋田県、富山県、島根県)も見られた。
- ゼロ県債については、その活用目的を「年度端境期等における「平準化」と明示したのは13県(青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、滋賀県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県)。また、「今後検討する必要あり」との回答も複数見られた。
- 全国における最近の取組事例は、右に記載のとおり。

3. 今後の取組に向けた課題・対応

- 「財政部局の理解が重要」とした団体が多い。
- 「品確法の改正を機に庁内各部局との調整・連携を促進」、「他団体の取組を参考に新たな対策を検討」、などの回答が複数見られた。

主な取組事例

- ◆宮城県:平成25年11月から東北発注者協議会により、国、県、市町村を統合した発注見通しを公表。また、県は発注状況の変化に対応し、発注見通しを四半期ごとに作成。
- ◆東京都:発注件数を年間で平準化するよう、今後は工期が12ヶ月未満の工事についても、工事所管局と協力しながら債務負担行為を効果的に活用するなど、具体的な取組をさらに強化。
また、工事の年間発注予定についても、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供のさらなる充実を図り、計画的な発注に向けた取組を強化。
(平成26年3月25日予算特別委員会 財務局長答弁)
- ◆富山県:平成26年11月補正予算において、ゼロ県債の額を昨年度(11億円)よりも増額(16億円)し、道路改良工事等について従来より前倒して発注することにより、これまで以上に年度間の切れ目のない発注と計画的な執行を図る。
(「平成26年度公共事業等箇所付け(ゼロ県債)の概要」平成26年12月17日発表)
- ◆京都府:年度当初時期の工事量の減少を緩和し、年間を通じた円滑な工事執行と仕事量を確保するため、平成26年9月補正予算にて単独公共事業執行平準化対策費(25億円)を計上。
(「補正予算案の概要」(H26)京都府HP)
- ◆高知県:翌債・繰越制度の活用による工事の平準化や県内市町村への働きかけを実施。
(高知県建設業活性化プラン(平成26年2月策定))

●受注者の責務（品確法第8条）

(受注者の責務)

第8条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)関係の掲載 国土交通省URL <http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>



ホーム > 政策・仕事 > 技術調査 > 改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について

改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について

公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるとともに平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)」が公布、施行されました。

品確法の改正により、新たに第22条において、「国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする」とことが規定されました。

これを受け、国土交通省では、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針となる運用指針の策定に取り組み、平成27年1月30日に開催されました公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁申合せとしてとりまとめられました。

ここでは、運用指針に関する情報をお知らせします。

運用指針 関係資料

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者(以下「発注者」という。)を支援するために定めるものです。

各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

また、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することとされています。

① 発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日)(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)

② 発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)(平成27年1月30日)(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局(国土交通省))※2015/2/6 修正

参考資料

- ・運用指針の概要
- ・主なポイント:「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」
- ・主なポイント:「担い手の育成・確保のための取組」と「発注者の体制整備等に向けた取組」
- ・運用指針の全体構成
- ・意見聴取及び調整の経緯(品確法運用指針に基づく発注関係事務の適切な運用に向けて)
- ・「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年6月4日公布・施行)について
- ・「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)について



●【参考】発注者の取り組み（四国品確協）

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み状況(設立時～)

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月12日
四国地方公共工事
品質確保推進協議会設立
(略称：四国品確協)

<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
→公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充(11国の機関、3特殊法人、4県、95市町村)

毎年度
協議会(幹事会)
を開催
協議会=6回
幹事会=7回

<会議での主な内容>
(1)総合評価方式の導入・拡大等
(2)発注者支援の具体的な施策展開
(3)地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
(4)協力体制の強化のために関係機関との連携
(5)その他前条の目的を達成するために必要な事項

平成26年6月4日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(公布・施行)

現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進

平成26年7月16日 四国品確協 幹事会 開催

平成26年9月30日 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)」(閣議決定)

平成27年1月26日 四国品確協 協議会 開催

品確法第22条「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)」(1/30策定)

四国品確協 各県部会発足 2/2香川県、2/4愛媛県、2/5高知県、2/12徳島県

品確法に基づく取り組み
四国品確協の活動

改正品確法第二十二条に基づく運用指針の策定